

保育所(園)の入所申し込みは2月14日までに

平成15年度4月入所の受付は、12月2日(月)から2月14日(金)まで市内各保育所(園)、市福祉事務所でいきます。

◎新規入所申し込み時に必要な提出書類は・・・

(ア) 入所申込書

(イ) 父母の平成14年分税資料(給与所得者は源泉徴収票の写し、所得税確定申告者は、確定申告書の写し)

※税資料を提出しない場合、保育料を暫定処理し、7月の税額見直し時に、入所月にさかのぼり還付若しくは徴収します。

(ウ) 母親が保育に欠ける証明書(どれか一つ)

a 母親が勤め(常勤、パート、内職)をしている場合は、事業所の証明書(在職証明書)

b 母親が自営業または農業に従事している場合には、地区民生委員の証明書(就労申立書)

c 母親が出産の場合は、母子手帳の写し、病気の場合は、医師の診断書

d 母親が看護にあつていている場合は、地区民生委員の証明書(看護申立書)

(エ) 世帯状況調査票(但し、入所児童の世帯に保護者以外の者が同居している場合のみ)

(オ) 口座振替依頼書

(カ) 所得状況調査同意書

◎継続入所申し込み時に必要な提出書類は・・・

(ア) 父母の平成14年分税資料(給与所得者は源泉徴収票の写し、所得税確定申告者は、確定申告書の写し)

※税資料を提出しない場合、保育料を暫定処理し、7月の税額見直し時に、4月にさかのぼり還付若しくは徴収します。

(イ) 母親が保育に欠ける証明書(どれか一つ)

a 母親が勤め(常勤、パート、内職)をしている場合は、事業所の証明書(在職証明書)

b 母親が自営業または農業に従事している場合には、地区民生委員の証明書(就労申立書)

c 母親が出産の場合は、母子手帳の写し、病気の場合は、医師の診断書

d 母親が看護にあつていている場合は、地区民生委員の証明書(看護申立書)

(ウ) 世帯状況調査票(但し、入所児童の世帯に保護者以外の者が同居している場合のみ)

(エ) 所得状況調査同意書(平成15年度のみ提出)

◎保育園とは・・・

保育所(園)は児童福祉法により、いずれの親も外勤、自営及び看護などの理由により、家庭において「十分保育ができない」状態にある児童を、親にかわって、一般家庭同様の保育を目的とした施設です。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所(園)できるものではありません。

◎保育所(園)に入所できる基準について・・・

次のいずれかの事情に該当する場合は、

- 1 家庭外労働→親が昼間、家庭の外で仕事をしており、保育ができない場合
- 2 家庭内労働→親が昼間、児童と離れて日常の家事以外の仕事をしており、保育ができない場合
- 3 母親の出産など→母親が出産(産前6週～産後8週間)または、病気や心身に障害があり、保育できない場合
- 4 病人の看護など→長期にわたる病人や心身に障害のある人がいて、親がいつもその看護にあつており、保育ができない場合
- 5 その他→保育に欠ける特別な事情がある場合

入所の承諾は、状況調査のうえ行います。

◎保育料について・・・

保育料は、原則的に入所する児童の父母の平成14年分所得税額、平成14年度市民税の有無により決まります。参考までに、平成14年度保育料は別表のとおりとなっています。平成15年度保育料については、4月号広報に掲載します。

また、毎年4～7月に入所(継続入所含む)した児童の保育料は、7月に税額の見直しにより、保育料が変わる場合があります。その場合は、入所月にさかのぼり還付若しくは徴収します。

◎保育の実施期間

平成15年4月1日(火)から小学校就学期に達するまでの間で保育に欠けると見込まれる期間
※各保育所(園)の情報提供を下記にて行なっていますので、入所準備の際活用してください。

●市民生活課または福祉事務所窓口でパンフレットの閲覧・コピー

●都留市ホームページ(<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>)に「保育園のごあんない」を掲載

情報提供は行っていますが、実際に保育所(園)に行き、環境や雰囲気など感じて、お子さんにあった園選びをしてください。

別表 平成14年度保育料一覧

問合先 福祉事務所 社会福祉担当

階層区分の定義	階層区分	保育料(月額)		
		0～2歳児	3歳児	4歳児以上
所得税非課税で、前年度市町村民税が右区分に該当する場合	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	1階層	0円	
	市町村民税非課税世帯(母子世帯など)	2階層(母子等)	0円	
前年分の所得税が課税であり、額が右区分に該当する場合 ()の保育料は、定員91人以上の保育所(園)	市町村民税非課税世帯(一般世帯)	2階層	2,900円	2,000円
	市町村民税課税世帯	3階層	12,500円	9,500円
	64,000円未満	4階層	23,500円	23,000円
	64,000円以上80,000円未満	5階層の1	30,000円	26,000円
	80,000円以上160,000円未満	5階層の2	38,000円	31,000円
160,000円以上200,000円未満	6階層の1	42,000円	31,000円	30,000円
			(27,000円)	(24,000円)
			(27,000円)	(25,000円)
200,000円以上408,000円未満	6階層の2	47,000円	32,000円	31,000円
408,000円以上	7階層	48,000円	33,000円	32,000円
			(28,000円)	(26,000円)

また、同一世帯で2人以上入所している場合は保育料が下記のとおりになります。

2人入所	第2子	第1子
2階層～4階層	半額	定額
5～1階層～7階層	定額	半額

3人入所	第3子	第2子	第1子
2階層～4階層	無料	半額	定額
5～1階層～7階層	定額	半額	無料